

食流機構

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構
<http://www.ofsi.or.jp/>

2021

12月号

No.312

OFSI

I N D E X

- ・ 巻頭言 ②
- ・ 令和3年度鳥獣被害対策担い手マッチング事業
「鳥獣対策まるわかり体験会」 ④
- ・ <日本政策金融公庫> 中小企業における
「子どもの事業承継意欲に関する調査」の結果公表について ⑥
- ・ 「鳥獣被害まるわかり体験会」今後のスケジュール ⑥
- ・ <国税庁> 改正電子帳簿保存法について ⑦
- ・ 農林水産統計情報 ⑧



「鳥獣対策まるわかり体験会」フィールド体験地 ハケ岳林道

巻頭言

—お茶について—

最近、柳田國男の「故郷70年」を読んでいたところ、お茶の話が出ていた。明治41年というから柳田國男がお役人になって数年経った頃ではないかと思う。九州の各地を回る旅の中で福岡の八女郡の黒木にお茶の試験所を訪れたときのことである。土地の人が近所の山あいの野生のお茶の木から葉を摘んできてお茶を精製しているのを見て、日本のお茶についての重要な発見をしたというのである。つまり、日本にお茶を伝えたのは僧栄西とか五山の僧のなにがしとか言われているが彼が伝えたのはお茶の飲み方であり、お茶の木そのものはずっとそれ以前から日本に自生していたのではないかということである。（日本におけるこの茶の木、茶樹の起源については、諸説があり、九州、紀伊半島には自生の茶樹があるともいわれる一方、これを否定する説もあるようである。）

私はこの八女市に近い熊本県の北部の南関町と言うところに生まれ育ったが、この話を読んで、幼いころ母のお茶摘みについて行ったことを思い出した。自宅から20分ぐらいのところの台地にある小さな畑の土手に植わっているお茶の木から一つ一つ手で茶葉を摘んで竹で編んだ籠に入れていた。植えたのにしては茶の木は畑のわきに数本しかなく、もしかしたら柳田國男が八女で目撃した茶樹と同じく自生のものが残されていたのかもしれないとも思う。我が家のわずかな畑の隅や家の屋敷の土手にあるお茶の木から摘み集めたお茶の葉を家のかまどの大きな鍋で煎り、いわゆる煎茶を作っていた。（この手の鍋は、冠婚葬祭の時などに大量のご飯を炊くときによくつかわれていたもの。）これは母によって毎年繰り返される作業であったが、畑のあちこちに植わっていたお茶の木から少しずつ摘み集めただけのものであったから、親2人、子6人の大家族が1年間に飲む量を賄うのは到底足りなく、不足分は近所の農家からその家で作ったお茶を買って補っていた。或る年、父が近所のおばさんから勧められ買いもとめたのはよかったが、実際に淹れてみたところほとんど香りがしない劣悪な品質のものであることが判明し、父がひどいものを掴まされたと怒ったというようなこともあった。その家がお茶畑を持っていたかどうかは覚えていないが、谷を隔てた我が家の向かいの丘の上には雑木林を切り開いて造成したと思われる茶畑が広がっており、八女には到底及ばない規模ながら昭和の30年代に私の郷里でも商業的な栽培が既に行われていた。

栄西？が我が国に飲み方を伝えて以来日本人のお茶を飲む習慣は非常に長い年月をかけて定着してきた。岡倉天心の「茶の本」読むまでもなく、もとをただせば中国から伝わったかもしれないが永い年月をかけてお茶といえば日本といわれるほどに日本人はお茶を1つの

独自の文化として確立してきた。(これは、いわゆる緑茶を中心とした日本茶のことであり、イギリスで確立した紅茶の文化もあるし、中国、台湾のウーロン茶などの文化もある。中国には実に多種多様なお茶があるのはご存知の方も多いであろう。) 茶道はお茶文化の極致であるけれどもお茶については和食、和菓子、漬物などの日本の食文化とも切っても切り離せない、むしろ、その核になっている感すらある。

栄西？が伝えたお茶の飲み方がどんなものであったかわからないが、田舎の我が家では他の家と同じように毎日急須でお茶を入れて飲んでいて、昔は家で飲むものはお茶しかなかった。近年はお茶以外の様々な飲料が出てきたことや家族構成や生活様式等が変化する中で家庭で急須から淹れてお茶を飲む習慣がだんだん廃れていく感じである。お茶の消費も年々減ってきたが、最近は健康志向もあり、飲み物に関する人々の嗜好が変わってきて新たな形でお茶の消費が復活してきている。甘かったり、しつこかったりする飲料よりも、淡泊なお茶が好まれる傾向がある。ティーバッグとしてお湯を注げばすぐ飲めるようになったし、他の飲料と同じようにペットボトルによるお茶を飲む習慣が急速に広がった。これは国内だけの現象ではなく日本の飲料メーカーなどの努力により、世界にも広がってきている。タイなど暖かい気候の国ではかつては甘いものしか受け入れられなかったが、近年では日本流のお茶そのものの味を好む人も増えていると聞いている。更に、抹茶アイスや抹茶を入れた色々なドリンクがコーヒーチェーンなどで提供されるようになった。

このような日本におけるお茶文化の発展と飲み方の変化に伴って、お茶の栽培の仕方も変わってきたのだろうと思う。もちろん、とくに自生のお茶を使ったものはなくなっているだろうし、茶畑で栽培する方式は柳田國男が生きたときよりずっと前からある。その商業的な栽培も、近年のお茶の飲み方、製品の形態の変化と伝統的なお茶屋さん以外のプレイヤーの参入により、変容してきているようである。大量に均質の製品を作るために、メーカーによっては栽培契約において栽培の細かい技術、方法についても取り決めがなされるようである。環境に配慮しつつ良品質の茶葉を大量に確保するのは簡単ではなく、産地の育成が必要な時代になっているし、海外での原料確保も行われるようになってきた。

柳田國男も百年後の日本でお茶をめぐる状況がこんなに変化するとは想像できなかったであろう。

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構
会長 村上秀徳

令和3年度鳥獣被害対策担い手マッチング事業 「鳥獣対策まるわかり体験会」

鳥獣被害対策に取り組む意欲のある者を発掘・育成する「鳥獣対策まるわかり体験会」が、先月掲載の千葉県に続き、長野県、高知県で開催されました。鳥獣が捕獲され処理加工されるまでを「見て」「知る」体験会の様子をご紹介します。

長野県：信州富士見高原ファーム 10月30日（土）



＜当日のスケジュール＞

10:30 開会
10:30～11:00 講習
11:00～12:45 フィールド体験
12:45～13:00 施設見学
13:00～14:00 昼食・交流会
14:00 閉会



上：フィールド体験のため、ハケ岳エリアへ。

左：信州富士見高原ファーム代表 戸井口氏より、農場や獣道、鳥獣被害についての説明。随時参加者の質問も受け付ける。



林中の獣道に実際に仕掛けられた「くくり罠」



加工処理施設前で、戸井口氏による狩猟に使用するアイテムや現状についての説明。



高知県鳥獣対策課 大石氏より、県内の鳥獣被害状況について説明



高知ジビエ工房代表 橋木氏の案内でフィールド体験



左上：「はこ罠」に捕獲されたイノシシ。
この後、止め刺しが行われた。



右上：フィールド内設置のICT（遠隔捕獲監視装置）について、
製造元担当者による説明



左：施設見学とシカの解体実演見学。

<当日のスケジュール>

10:15 開会

10:15～10:45 講習

10:45～11:30 フィールド体験

11:30～12:30 昼食・移動

（規格外や市場流通できない食材を利活用する店
「おすそわけ食堂まど」で、ジビエの試食）

12:30～14:00 施設見学・解体実演

14:00～15:00 交流会

15:00 閉会

<日本政策金融公庫> 中小企業における「子どもの事業承継意欲に関する調査」の結果公表について

10月28日に日本政策金融公庫総合研究所から「子どもの事業承継意欲に関する調査」結果が公表されています。インターネットによるアンケート方式で、卸売業、小売業を含む中小企業について、親が事業を営んでいる方々、または営んでいた方々を対象に親の事業に対する承継意欲を調査したものです。詳細については、日本政策金融公庫の以下のHPを御覧ください。

<日本政策金融公庫HP https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/sme_findings211028_1.pdf>

[調査結果の抜粋]

■承継者の年齢層

年齢層をみると、承継者は「50歳代」「60歳代」の割合が32.6%、36.5%と、ほかの類型と比べてかなり高い。承継決定者は「30歳代」が35.9%、後継予備軍は「18～29歳」が39.5%で最も多くなっている。無関心層と未決定層は「18～29歳」がそれぞれ28.1%、35.3%で最も多い。性別をみると、「男性」の割合は、承継者で89.3%、承継決定者で70.9%、後継予備軍で64.4%に上っている。無関心層と未決定層では「女性」がそれぞれ58.2%、56.3%と過半数を占めている。

■継承する理由

承継者が親の事業を承継した理由は「ほかに継ぐ人がいなかったから」(25.8%)、「廃業させたくなかったから」(19.4%)など、親の事業への愛着を感じさせる理由が多い。他方、承継決定者や後継予備軍は「事業経営に興味があったから」「事業内容にやりがいを感じたから」など事業の魅力に関する理由や「自分は経営者に向いていると思ったから」といった能力発揮に関する理由から承継を考えている。

■継承しない理由

無関心層が親の事業を承継するつもりがない理由は「事業経営に興味がないから」が35.4%と最も高く、次いで「必要な技術・ノウハウを身につけていないから」が26.5%、「自分は経営者に向いていないと思うから」が26.2%、「必要な免許・資格を取得していないから」が19.7%となっている。

注)・承継者：親の事業を承継した人

- ・承継決定者：親の事業を承継することが決まっている人
- ・後継予備軍：親の事業を承継したい、承継してもよいと思っている人
- ・無関心層：親の事業を承継するつもりはない人
- ・未決定層：親の事業を承継するかどうか、まだ判断できない人

■ 4～5 ページ掲載「鳥獣被害まるわかり体験会」今後のスケジュール ■

引き続き下記開催が予定されています。時間・場所は現段階のものです。詳細及び確定事項は随時ホームページに掲載となりますのでご覧下さい。

開催日時	開催場所
令和3年12月21日(火) 8:30～15:30	<宇城市地域> 株式会社イノP農家ハンタージビエファーム(熊本県宇城市)
令和4年2月12日(土) 9:30～13:30	<岐阜県揖斐地域> 清流ジビエ(揖斐郡大野町)
令和4年2月13日(日) 9:30～15:00	<船井郡・福知山地域> 京丹波自然工房(京都府京丹波町)
令和4年2月26日(土) 10:00～14:40	<石川県南加賀地域> ジビエアトリエ加賀の國(石川県小松市)

<問い合わせ先> (公財)食品等流通合理化促進機構 業務部(担当:杉本・田中)

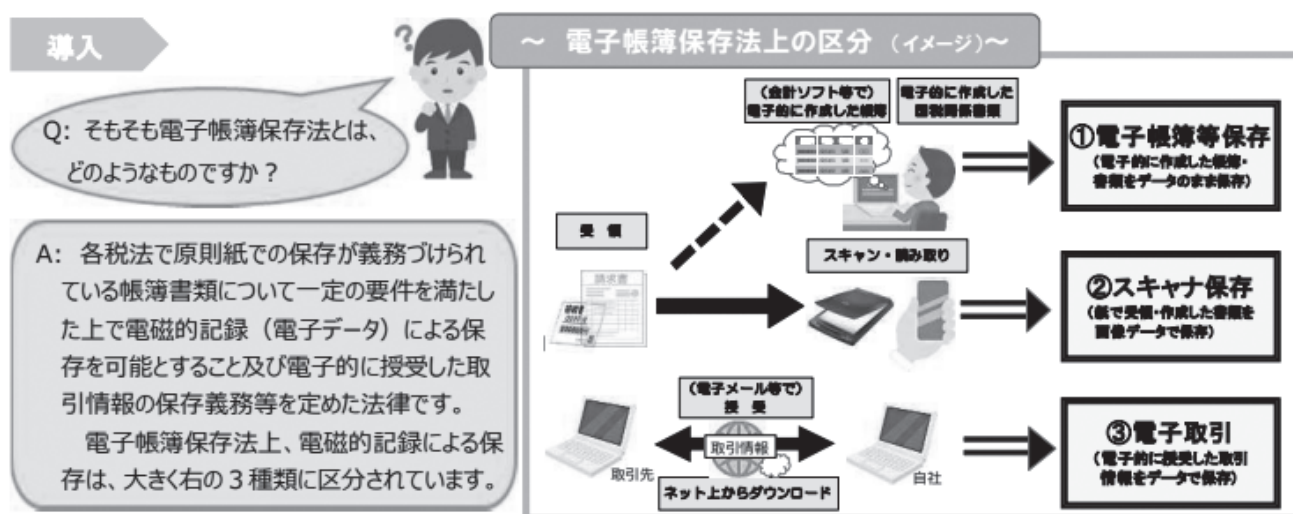
TEL: 03-5809-2176 / e-mail: t.sugimoto@ofsi.or.jp

＜国税庁＞改正電子帳簿保存法について (令和4年1月1日～施行)

令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」(平成10年法律第25号)の改正等が行われ、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しが行われました。令和4年1月1日に施行されますので、御留意ください。

なお、申請書の様式や電子帳簿保存法の Q & A については、国税庁 HP に掲載されています。

＜国税庁 HP <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf> ＞



①電子帳簿等保存に関する改正事項

- ・税務署長の事前承認制度が廃止されました。
- ・優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が整備されました。
- ・最低限の要件を満たす電子帳簿についても電磁的記録による保存等が可能となりました。

②スキャナ保存に関する改正事項

- ・税務署長の事前承認制度が廃止されました。
- ・タイムスタンプ要件、検索要件等の要件が緩和されました。
- ・適正事務処理要件(相互牽制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等のこと)が廃止されました。
- ・スキャナ保存された電磁的記録に関連した不正があった場合の重加算税の加重措置が整備されました。

③電子取引に関する改正事項

- ・タイムスタンプ要件及び検索要件について要件が緩和されました。
- ・適正な保存を担保する措置について見直しが行われました。

農林水産統計情報

令和3年4月～令和4年3月までの公表予定より

(https://www.maff.go.jp/j/tokei/sokuhou/yotei/attach/pdf/index_nenkan_r3-2.pdf)

農林水産省（大臣官房統計部及び各局等）が公表している農林水産統計について、12月に掲載が予定されている生産・流通に関する資料名を紹介します。

資料名	収録内容	担当課（室）
大臣官房統計部		
・作物統計調査 令和3年産水陸稲の収穫量	水稲の全国・農業地域別・都道府県別の作付面積、10a当たり収量、収穫量、被害面積及び被害量並びに陸稲の全国・主産県別の作付面積、10a当たり収量及び収穫量	生産流通消費統計課
・令和2年農業総産出額及び生産農業所得（全国）	部門別農業総産出額等	経営・構造統計課
・令和2年農業産出額及び生産農業所得（都道府県別）	農業地域別・都道府県別の部門別農業産出額	経営・構造統計課
・作物統計調査 令和3年産なたね（子実用）の作付面積及び収穫量	全国・農業地域別・都道府県別の作付面積、10a当たり収量及び収穫量	生産流通消費統計課
経営局		
・認定農業者の認定状況（令和3年3月末現在）	農業経営改善計画の認定状況、営農類型別の認定状況（ブロック別、年齢構成別）等	経営政策課

ジビエ産地 情報サイト を開設！

機構ホームページ内に、全国各地のジビエ産地の情報を紹介するサイトを開設しています。ジビエに興味がある外食・中食事業者の皆様、是非ご活用下さい。

<http://www.ofsi.or.jp/domestic-food-supply/gibier-info/>（機構 HP 内下記アイコン）

担当：業務部 田中

TEL：03-5809-2176 FAX：03-5809-2183



編集後記

▶ 先月号でご案内をしました、「外食・中食等における国産食材活用促進事業 ジビエ産地商談会」は長野／山梨・京都・岐阜会場ともに定員の申込をいただき締切となりました。ありがとうございます。来月号では長野／山梨と京都会場の様子をご紹介します。

▶ コロナ第6波を懸念しつつも、国内感染者数の減少を目にする、この年末年始は少し明るい気持ちで過ごせるのでは？と期待してしまいます。つい気も緩みますが、減少理由が不明である以上、感染拡大時と同じようにまだまだ注意すべきなのでしょう。（A）

編集

OFSI 食流機構

◆2021年12月号／通巻312号◆令和3年12月1日発行

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5 第1東ビル6F

☎ 03-5809-2175 FAX 03-5809-2183

✉ ofsi@ofsi.or.jp

ホームページ <http://www.ofsi.or.jp/>

□総務部 ☎ 03-5809-2175

□業務部 ☎ 03-5809-2176

▼再生紙を使用しています。